

「森の芸術祭 晴れの国・岡山」ロゴマークの使用に関する規程

「森の芸術祭 晴れの国・岡山」実行委員会
令和5年11月1日策定

(趣旨)

第1条 この規程は、「森の芸術祭 晴れの国・岡山」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークは、別表に掲げるものをいう。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、「森の芸術祭 晴れの国・岡山」実行委員会（以下「実行委員会」という。）に属する。

(使用の制限)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれにも該当する広報物等について使用することができる。

- (1) ロゴマークを用いるのにふさわしい媒体であること
- (2) 直接的な商業利用でないこと

(使用の申請)

第5条 ロゴマークの使用申請を行うことができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 実行委員会構成団体が広報の目的で使用するとき
- (2) 県内市町村及び公共的団体が広報、観光振興、文化振興及び教育のために使用するとき
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (4) 参加アーティストが森の芸術祭に関するPR活動のために使用するとき
- (5) 協賛企業、協力企業が森の芸術祭に関する広報のために使用するとき
- (6) その他、実行委員会会長が適当と認めるとき

2 ロゴマークを使用しようとする者は、岡山県電子申請サービスを利用してロゴマーク申請フォームに必要事項を入力し、送信することにより、実行委員会に申請する。

(使用の承認)

第6条 実行委員会会長は、前条の使用申請があった場合、その内容を審査し、「森の芸術祭 晴れの国・岡山」のPRに寄与すると認めるときは、使用の承認（以下「使用承認」という。）を行うものとする。この場合において、会長が必要と認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

2 実行委員会会長は、使用承認を行ったときは、使用承認通知書（別記様式第1号）を、また、使用を承認しない場合は、使用不承認通知書（別記様式第2号）を申請者へ通知する。ただし、報道関係機関が報道目的に使用する場合並びに実行委員会構成団体及び市町村が広報を目的に使用する場合は、ロゴマークのデータの付与をもって承認に代えるものとする。

(使用承認の制限)

第7条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、会長は承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 「森の芸術祭 晴れの国・岡山」の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (6) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマークの使用方法が適当でないと認められる場合
- (9) ロゴマークの使用の申請をした者が下記のいずれかの項目に該当する場合
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ⑦ 上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(10) その他、ロゴマークの使用が適当でない認められる場合

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用にあたっては、使用マニュアルの適用を遵守すること。
- (2) ロゴマーク申請フォームに記載の用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- (3) 実行委員会会長の求めに応じ、当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (4) 使用者は、当該ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

2 使用者は、次に掲げる事項に注意して使用しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用が品質やサービスの内容等を保証するものではない。
- (2) 会長は、ロゴマークの使用する者に対し、使用方法の修正その他必要な措置を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第10条 実行委員会は、ロゴマークの使用を承認したこと、承認しないこと又は取り消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第11条 実行委員会会長は、ロゴマークの使用促進を図る観点から、使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、実行委員会事務局（岡山県産業労働部観光課内）が行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年11月1日から適用する